

1. 障害者差別解消法と福岡県福祉のまちづくり条例について

(1) 障害者差別解消法の施行

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号））が平成28年4月1日より施行されます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されます。 禁止	障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。 法的義務
民間事業者 ※個人事業者、NPO等の非営利業者も含まれます。	不当な差別的取扱いが禁止されます。 禁止	障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 努力義務

《障害を理由とする不当な差別的取扱い（例）》

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



《合理的配慮（例）》

筆談や読み上げなど、ちょっとしたこと配慮で助かる人がいます。



「障害者差別解消法」に関する問い合わせ先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
障害者施策担当

電話 03-5253-2111（代表）
FAX 03-3581-0902
HP
<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>



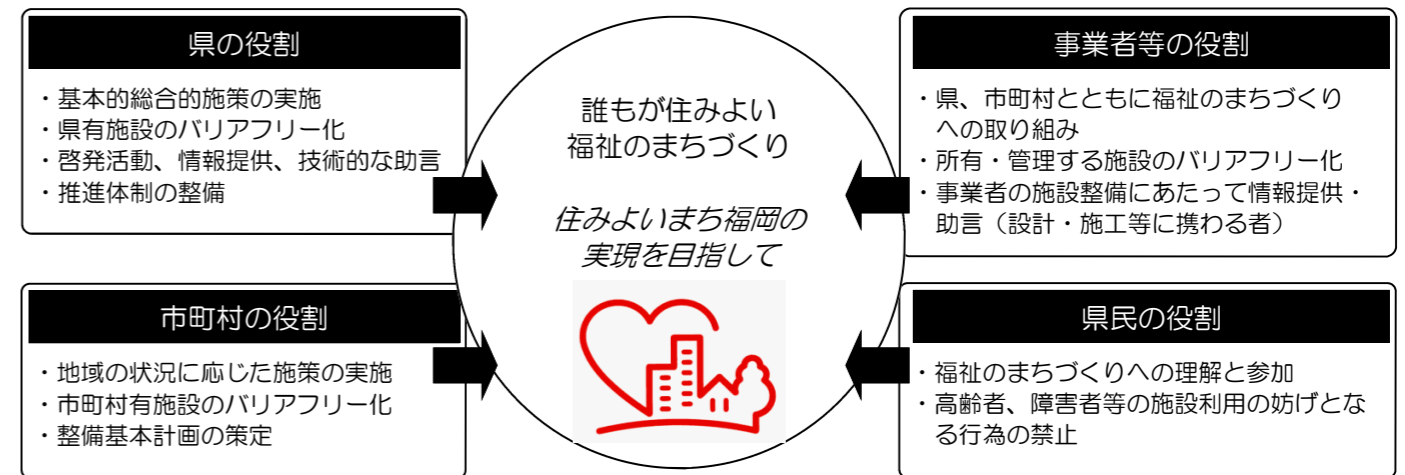
「障害者差別解消法」と「福岡県福祉のまちづくり条例」との関係はどうなっているのかな？

(2) 福岡県福祉のまちづくり条例について

この条例は、高齢者や障害者などが他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、『障害者差別解消法』に規定されている『社会的障壁（バリア）』の一部と同様の『社会生活をしていく上での障害（バリア）』となるものを除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念としており、バリアフリー化を促進するために以下のポイントが挙げられます。

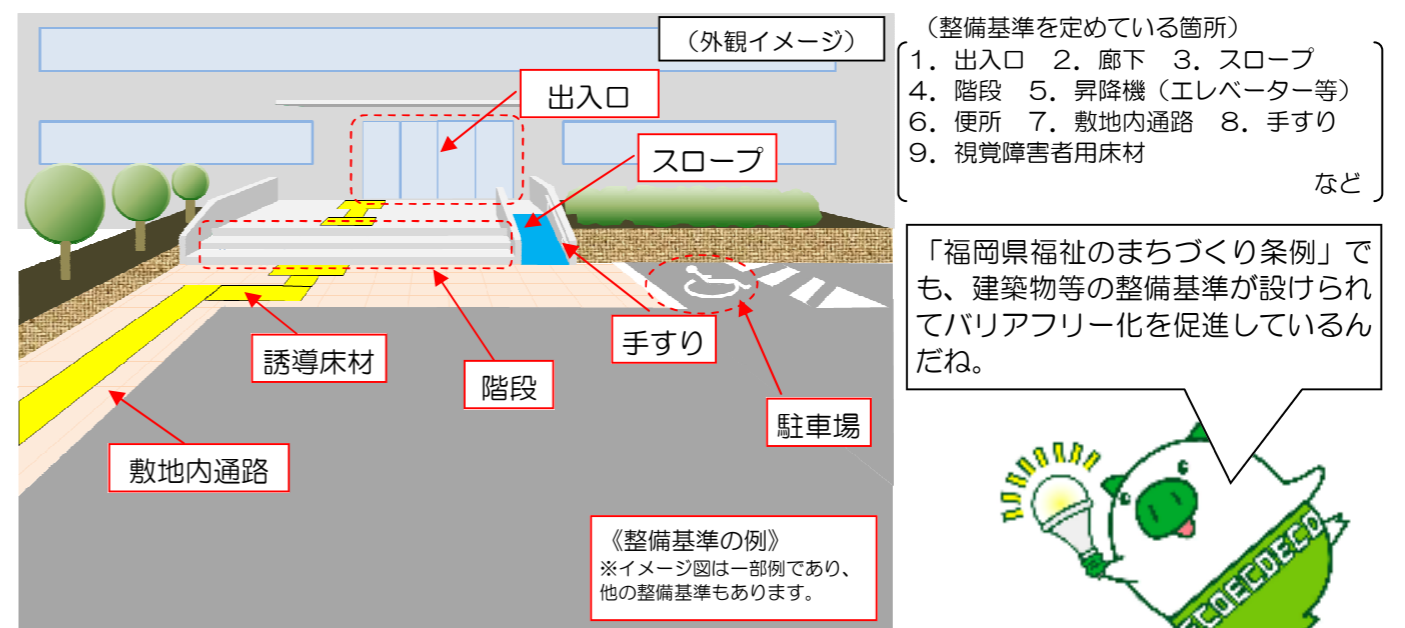
POINT 1

福祉のまちづくりを推進するためには、「**県民**」「**事業者**」「**行政**」が**一体的に取り組むこと**が必要なため、県、市町村、事業者等、県民のそれぞれの立場での役割を定めています。



POINT 2

不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、路外駐車場等を対象とし、以下の整備箇所ごとに整備基準などを定めています。

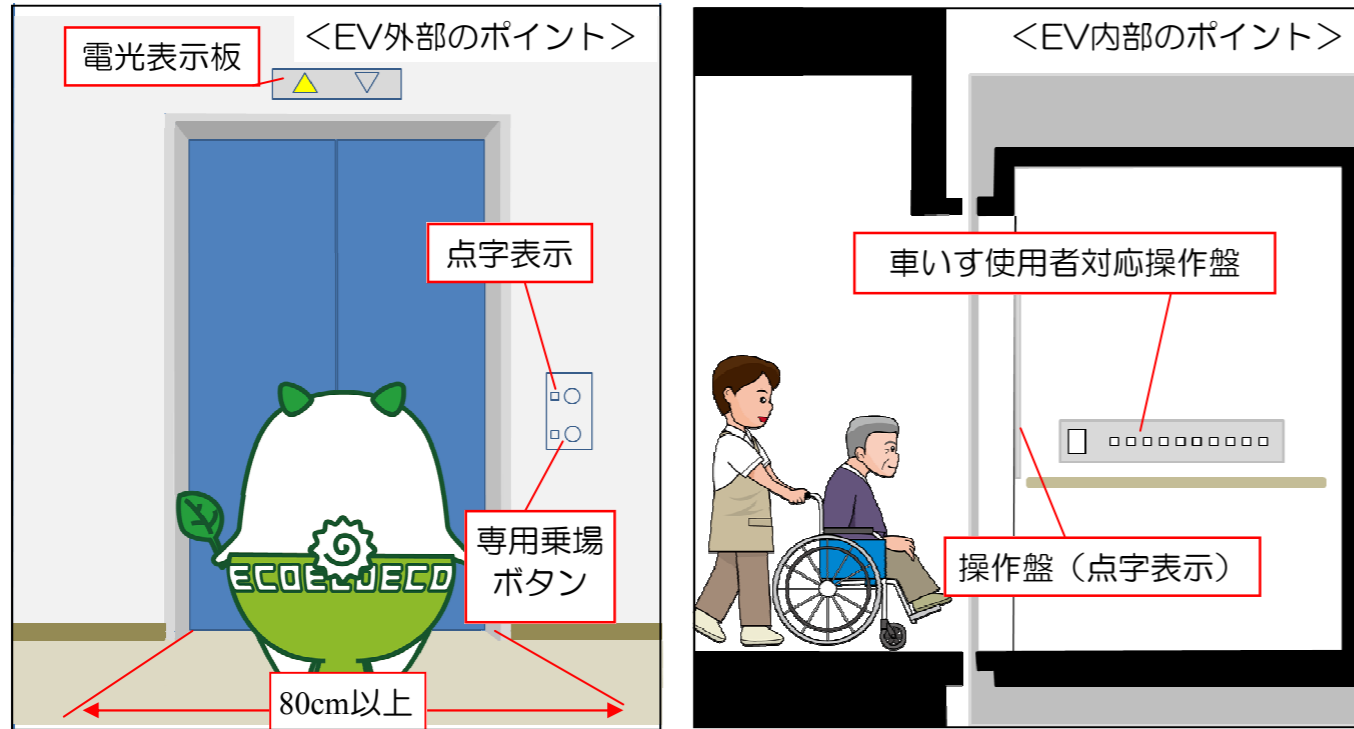


《裏面へ続きます》

2.昇降機（エレベーター）のバリアフリー化について

「福岡県福祉のまちづくり条例」には、建築物を誰もが使いやすいものにするために、様々な設備等に基準が設けられています。今回は、「昇降機（エレベーター）」について紹介します。

○昇降機（エレベーター）の主な基準



（※他にも、様々な基準があります）

- エレベーター内の音声装置（到着階・戸の開鎖を音声により知らせる装置を設置）
- 乗降ロビーの音声装置（昇降方向を音声で知らせる装置を設置）
- エレベーター内及び乗降ロビーの制御装置（車いす利用者が利用しやすい位置に設置）
- エレベーターの奥行き（エレベーター内に電動車いすが収まる寸法が必要）
- エレベーター内の平面形状（エレベーター内で車いすが転回できる寸法が必要）
- 乗降ロビーの幅及び奥行き（乗降ロビーで車いすが転回できるスペースが必要）
- 乗降ロビー付近等への標示（高齢者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示を設置）

〈標示例〉



などの基準があります。

（まめ知識）このマークご存知ですか？



「耳マーク」
聞こえが不自由なことを表し、国内で使用されているマークです。

聴覚障害者の方向への非常ボタンが設置されているところもあります。



トピック

「ベビーカー」について様々な取組みがなされていることをご存知でしたか？

近年、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化の進展に伴い、ベビーカーを利用しやすい環境になってきています。

他方では、ベビーカー使用者と周囲の方との間で、ベビーカー利用に対するトラブルも見られるところであり、今後さらにベビーカー利用の安全性・快適性を向上させるためには、**バリアフリー化の進展（〈取組1〉**に加えて、**ベビーカーの安全な使用を呼びかける〈取組2〉**とともに、**ベビーカーの利用に対する周囲の方の理解や協力〈取組3〉**が不可欠です。



（ベビーカーが利用できる施設等を表示する図記号）



（ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号）

施設

〈取組1〉
『ベビーカーマーク（JIS記号）』の作成

ベビーカーを利用しやすい環境の整備

利用者

〈取組2〉
『ベビーカーの安全な使用のお願い（チラシ）』

周囲の方

〈取組3〉
『ベビーカー利用への理解・配慮のお願い（ポスター）』



「ベビーカーは大切な命を乗せています」
ちょっと気づかう、そっと見守る



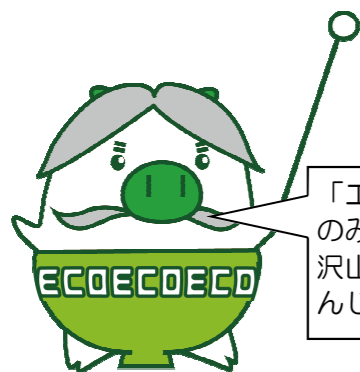
「まちづくりニュース」に関する問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会（事務局 福岡県建築都市部建築指導課）

TEL：092-643-3720 FAX：092-643-3754

HP：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/hitoyasa.html>

まちづくりニュース掲載場所：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hitoyasa.html>



「エレベーター」
のみでもこんなに
沢山の基準がある
んじや。